

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	0.00			●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目12
			☐	1	受注後、遅滞なく設計図書の照査を行った。
			☐	2	施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。
			☐	3	工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
			☐	4	現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。
			☐	5	変質しやすい工事材料の保管方法が十分であった。
			☐	6	立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。
			☐	7	建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。
			☐	8	施工体制台帳及び施工体系図の記載内容、備置及び掲示方法が十分であった。
			☐	9	下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。
			☐	10	品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般に渡っていることが、確認できる。
			☐	11	できる範囲で、工事関係書類を電子化している。
		☐	12	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。	
		0.0			●評価対象項目 d(－7.5点) 加減点＝－7.5点
			☐	13	施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。
		0.0			●評価対象項目 e(－15点) 加減点＝－15点
			☐	14	施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
					●判定基準
			加減点()＝1点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(11)		

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	0.00			1. 土木一般
					●評価対象項目 a～c(+10点～0点) 加減点=10点×該当項目数÷全項目5
			☐	1	出来形管理のデータについて、第三者でも把握できるように、測定位置及び測定方向を全体図に記載して、体系的にまとめている。
			☐	2	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
			☐	3	不可視部分の全部の写真及び主要な部分の出来形の記録が保存されている。
			☐	4	写真管理基準の管理項目を満足している。
			☐	5	出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
		0.0			●評価対象項目 d(－10点) 加減点＝－10点
			☐	6	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		0.0			●評価対象項目 e(－20点) 加減点＝－20点
3 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形		☐	7	施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
					●判定基準
					加減点()=10点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(5)
		0.00			2. 建築工事
					●評価対象項目 a～c(+10点～0点) 加減点=10点×該当項目数÷全項目9
			☐	1	承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐	2	施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐	3	施工計画書等で出来高の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
			☐	4	出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
			☐	5	出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。
			☐	6	現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
			☐	7	現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
			☐	8	不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
			☐	9	解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切に処分をしていることが確認できる。
		0.0			●評価対象項目 d(－10点) 加減点＝－10点
			☐	10	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		0.0			●評価対象項目 e(－20点) 加減点＝－20点
			☐	11	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
					●判定基準
					加減点()=10点 × 該当項目数() ÷ 全項目数9)

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出来形 及び 出来 ばえ	I 出来 形	0.00			3. 機械設備工事
					●評価対象項目 a～c(+10点～0点) 加減点=10点×該当項目数÷全項目10
			☐	1	承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐	2	施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐	3	施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
			☐	4	設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
			☐	5	出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
			☐	6	独自のチェックリスト等の管理基準に基づき管理するなど、出来形の管理方法を工夫している。
			☐	7	現場における出来形が、設計図書を満足し、十分な施工であることが確認できる。
			☐	8	現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
			☐	9	不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
			☐	10	解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。
		0.0			●評価対象項目 d(－10点) 加減点＝－10点
			☐	11	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		0.0			●評価対象項目 e(－20点) 加減点＝－20点
3 出来形 及び 出来 ばえ	I 出来 形		☐	12	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
					●判定基準
					加減点()=10点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(10)
		0.00			4. 電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事
					●評価対象項目 a～c(+10点～0点) 加減点=10点×該当項目数÷全項目11
			☐	1	承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐	2	施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐	3	施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
			☐	4	出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
			☐	5	独自のチェックリスト等の管理基準に基づき管理するなど、出来形の管理方法を工夫している。
			☐	6	現場における出来形(形状及び寸法、数量)が設計図書を満足し、十分な施工であることが確認できる。
			☐	7	現場における出来形(設備の据付及び支持間隔、固定方法等)が設計図書を満足し、十分な施工であることが確認できる。
			☐	8	現場における出来形(回路、極性、絶縁抵抗、接地抵抗、行き先表示等等)が設計図書を満足し、十分な施工であることが確認できる。
			☐	9	現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
			☐	10	不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
			☐	11	解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。
		0.0			●評価対象項目 d(－10点) 加減点＝－10点
			☐	12	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		0.0			●評価対象項目 e(－20点) 加減点＝－20点
			☐	13	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
					●判定基準
					加減点()=10点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(11)

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	Ⅱ 品 質	0.00			1. コンクリート構造物工事
					●評価対象項目 a～c(＋15点～0点) 加減点＝15点×該当項目数÷全項目13
			☐	1	コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	2	レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。
			☐	3	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。
			☐	4	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	5	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	6	打ち継ぎ面では、レイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒を取り除き、表面を粗にし、十分に吸水させた。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	7	断面変化部の打設では、沈下ひび割れを防止するため、先行打設の沈下を待って後続の打設を行った。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	8	コンクリート打設までに鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理していることを確認できる記録が残っている。
			☐	9	鉄筋のかぶり、曲げ加工の半径、重ね接手の長さ、緊結の状況、位置等が仕様を満足していた。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	10	鉄筋を圧接する場合は、外観を全数目視検査した。エポキシ樹脂塗装鉄筋の場合は再塗装が十分であることも検査した。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	11	コンクリートの養生方法が施工条件や気象条件に適合していた。さらにマスコンクリートの場合は躯体内と表面の温度差を計測した。寒中コンクリートの場合は気温を計測した。
			☐	12	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保湿、断熱又は保温に効果のある特別の養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	13	進行性又は有害なクラックが無い。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてd 又はe 評価とする)
		0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
			☐	14	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		0.0	☐	15	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d評価とする。
					●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
			☐	16	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
			☐	17	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e評価とする。
					●判定基準
					加減点()＝15点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(13)

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	Ⅱ 品 質	0.00			2. 土工事(切土・盛土・築堤等工事)
					●評価対象項目 a～c(+15点～0点) 加減点＝15点×該当項目数÷全項目11
			☐	1	雨水による崩壊を防止するために必要であると判断した場合に、自主的に表面排水(トレンチ等)を実施した。
			☐	2	地山に勾配(4割より急)がある部分では、盛土を行う前に段切りを行って滑動を防止した。
			☐	3	軟弱な粘性土の場合に、こね返しによる強度低下を回避するために掘削面以下を乱さないように注意して施工した。
			☐	4	締固めは、含水比を計測しながら、又はブルーフローリングで確認しながら施工していることが確認できる。
			☐	5	一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
			☐	6	芝や種子が雨水で流出しないように固定した。
			☐	7	構造物周辺の締固めは、構造物に偏土圧をかけないように、薄層で左右均等に行った。
			☐	8	土羽土には、現場の良質土を選んで用いた。
			☐	9	土質試験に基づいて品質管理を行っていた。
			☐	10	法面にゆがみや水平方向の亀裂がみられない。
			☐	11	伐開除根が十分で、盛土部に草木などの腐食物を巻き込んでいない。
		0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
			☐	10	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		0.0			●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
			☐	11	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
					●判定基準
					加減点()＝15点 × 該当項目数() ÷ 全項目数11)

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	Ⅱ 品 質	0.00			3. 護岸・根固・水制工事(港湾工事以外)
					●評価対象項目 a～c(+15点～0点) 加減点＝15点×該当項目数÷全項目14
			☐	1	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
			☐	2	裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
			☐	3	緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
			☐	4	石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	5	護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
			☐	6	遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	7	植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	8	根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	9	指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
			☐	10	基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
			☐	11	コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
			☐	12	施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
			☐	13	埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	14	進行性又は有害なクラックが無い。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてd 又はe 評価とする)
		0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
			☐	15	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			☐	16	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d評価とする。
		0.0			●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
			☐	17	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
			☐	18	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e評価とする。
					●判定基準
					加減点()＝10点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(10)

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	Ⅱ 品 質				4. 鋼構工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる) ※「スロープ状配点でない工種の配点方法」の加算点表①による
					●ばらつきの程度
			☐	a	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。
			☐	b	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。
			☐	c	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。
					●評価対象項目
					【工場製作関係】
			☐	1	鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
			☐	2	溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
			☐	3	溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	4	溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
			☐	5	孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
			☐	6	欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
			☐	7	塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
			☐	8	素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
			☐	9	塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
			☐	10	塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
					●評価対象項目
					【架設関係】
			☐	11	ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
			☐	12	ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
			☐	13	高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
			☐	14	高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
			☐	15	支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
			☐	16	架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
			☐	17	架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。
			☐	18	現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
			☐	19	現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
		0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
			☐	20	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			☐	21	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d評価とする。
		0.0			●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
			☐	22	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
			☐	23	「進行性又は有害なクラックがある場合」、無処理にしていたため、e評価とする。

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点 数	判 定	No.	スロープ状配点方式															
		スロープ状配点でない工種の配点方法			加算点表①															
		適用			ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能												
										50%以下	80%以下	80%を超える								
					90%以上	a	a'	b	b											
					75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'											
					60%以上～75%未満	b	b'	c	c											
		60%未満	b'	c	c	c														
		計算方法			加算点															
「考查対象項目」のうち、評価対象外の項目を削除する。 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した下記の評価値で評価する。 評価値（％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） 削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする。			<table><tr><td>ランク</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td>加算点</td><td>15.0</td><td>12.0</td><td>7.5</td><td>4.0</td><td>0.0</td></tr></table>						ランク	a	a'	b	b'	c	加算点	15.0	12.0	7.5	4.0	0.0
									ランク	a	a'	b	b'	c						
									加算点	15.0	12.0	7.5	4.0	0.0						

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	Ⅱ 品 質				5. 砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井工事含む) ※「スロープ状配点でない工種の配点方法」の加算点表①による
					●ばらつきの程度
			☐	a	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。
			☐	b	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。
			☐	c	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。
					●評価対象項目
					【共通】
			☐	1	コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	2	レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。
			☐	3	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。
			☐	4	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	5	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	6	地山とのすりつけがスムーズである。
			☐	7	鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
			☐	8	進行性又は有害なクラックが無い。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてd 又はe 評価とする)
					●評価対象項目
					【砂防構造物工事に適用】
			☐	9	コンクリート打設までに鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理していることを確認できる記録が残っている。
			☐	10	鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	11	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
			☐	12	アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	13	ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
			☐	14	ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
					●評価対象項目
					【地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸工事を含む)】
			☐	15	アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	16	ライナープレートとの組み合わせにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
			☐	17	ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。
			☐	18	集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。
		0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
			☐	20	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			☐	21	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d評価とする。
		0.0			●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
			☐	22	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
			☐	23	「進行性又は有害なクラックがある場合」、無処理にしていたため、e評価とする。

(検 査 員)

<

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	Ⅱ 品 質				6. 舗装工事 ※「スロープ状配点でない工種の配点方法」の加算点表①による
					●ばらつきの程度
			☐	a	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。
			☐	b	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。
			☐	c	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。
					●評価対象項目
					【路床・路盤工関係】
			☐	1	設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。
			☐	2	路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。
			☐	3	路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	4	路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
			☐	5	路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
			☐	6	路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
			☐	7	路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
					●評価対象項目
					【アスファルト舗装工関係】
			☐	8	アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
			☐	9	舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
			☐	10	プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
			☐	11	舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
			☐	12	各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
			☐	13	縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	14	アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
			☐	15	密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
					●評価対象項目
					【コンクリート舗装工関係】
			☐	16	コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	17	舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
			☐	18	レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。
			☐	19	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。
			☐	20	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	21	材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
			☐	22	チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
		0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
			☐	23	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		0.0			●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
			☐	24	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

(検 査 員)

考査項目

点数

判定

No.

スロープ状配点方式

適用

この配点方法は、「Ⅲ出来形及び出来ばえ」の「Ⅱ品質」の評定において、スロープ状配点方式に移行していない従来の工種について適用する。

計算方法

「考査対象項目」のうち、評価対象外の項目を削除する。
削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した下記の評価値で評価する。
評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

加算表①

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上～75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

加算点

ランク	a	a'	b	b'	c
加算点	15.0	12.0	7.5	4.0	0.0

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	Ⅱ 品 質				7. 法面工事 ※「スロープ状配点でない工種の配点方法」の加算点表①による
					●ばらつきの程度
			☐	a	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。
			☐	b	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。
			☐	c	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。
					●評価対象項目
					【共通】
			☐	1	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係)
			☐	2	施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
			☐	3	盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
			☐	4	雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
					●評価対象項目
					【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】
			☐	5	土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
			☐	6	ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
			☐	7	ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
			☐	8	吹付け厚さが均等であることが確認できる。
			☐	9	使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	10	施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
					●評価対象項目
					【コンクリート又はモルタル吹付工関係】
			☐	11	使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	12	金網の重ね幅が所定であることが確認できる。
			☐	13	金網が破損を生じていないことが確認できる。
			☐	14	吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
			☐	15	吹付け厚さが均等であることが確認できる。
			☐	16	吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。
			☐	17	レディーミストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。
			☐	18	不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
			☐	19	法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
					●評価対象項目
					【現場打法枠工関係(プレキャスト法枠工含む)】
			☐	20	使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	21	アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
			☐	22	現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
			☐	23	レディーミストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。
			☐	24	枠内に空隙が無いことが確認できる。
			☐	25	層間にはく離が無いことが確認できる。
			☐	26	不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
		0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
			☐	27	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		0.0			●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
			☐	28	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

(検 査 員)

考査項目

点数

判定

No.

スロープ状配点方式

スロープ状配点でない工種の配点方法

加算表①

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上～75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

適用

この配点方法は、「Ⅲ出来形及び出来ばえ」の「Ⅱ品質」の評定において、スロープ状配点方式に移行していない従来の工種について適用する。

計算方法

「考査対象項目」のうち、評価対象外の項目を削除する。
削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した下記の評価値で評価する。
評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

加算点

ランク	a	a'	b	b'	c
加算点	15.0	12.0	7.5	4.0	0.0

考査項目別運用表

(検 査 員)

3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質		判定	No.	8. 基礎工事及び地盤改良工事 ※「スロープ状配点でない工種の配点方法」の加算点表①による
					●ばらつきの程度
		☐	a		品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。
		☐	b		品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。
		☐	c		品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。
					●評価対象項目
					【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等)】
		☐	1		杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
		☐	2		既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
		☐	3		杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
		☐	4		水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
		☐	5		溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		☐	6		支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
		☐	7		場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。
		☐	8		掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
		☐	9		ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保湿、断熱又は保温に効果のある特別の養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。
		☐	10		ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
		☐	11		裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
		☐	12		強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
					●評価対象項目
					【地盤改良関係】
		☐	13		改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		☐	14		セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
		☐	15		事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
		☐	16		施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点		
	☐	20	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		
0.0			●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点		
	☐	22	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		

スロープ状配点でない工種の配点方法					加算点表①			
適用 この配点方法は、「3 出来形及び出来ばえ」の「Ⅱ 品質」の評定において、スロープ状配点方式に移行していない従来の工種について適用する。					ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
					50%以下	80%以下	80%を超える	
					a	a'	b	
					75%以上～90%未満	a'	b	
					60%以上～75%未満	b	b'	
					60%未満	b'	c	c

計算方法 「考査対象項目」のうち、評価対象外の項目を削除する。 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した下記の評価値で評価する。 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() 削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする。						加算点 <table><tr><td>ランク</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td>加算点</td><td>15.0</td><td>12.0</td><td>7.5</td><td>4.0</td><td>0.0</td></tr></table>						ランク	a	a'	b	b'	c	加算点	15.0	12.0	7.5	4.0	0.0
ランク	a	a'	b	b'	c																		
加算点	15.0	12.0	7.5	4.0	0.0																		

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	Ⅱ 品 質	0.00			9. 海岸工事
					●評価対象項目 a～c(+15点～0点) 加減点＝15点×該当項目数÷全項目8
			☐	1	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	2	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	3	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。
			☐	4	レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。
			☐	5	コンクリートブロックの据付にあたり、損傷や緩みがないように施工している。
			☐	6	基礎部分の洗掘が生じないよう、捨石を堅固に均している。
			☐	7	養浜砂を決定するにあたり、現地の砂の密度及び粒度分布を計測し、養浜砂が域外へ流出しないようにしている。
			☐	8	自然石を利用して海岸環境の景観を改善している。
		0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
			☐	9	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		0.0			●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	Ⅱ 品 質		☐	10	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
					●判定基準
					加減点()＝15点 × 該当項目数() ÷ 全項目数8)
		0.00			10. コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)
					●評価対象項目 a～c(+15点～0点) 加減点＝15点×該当項目数÷全項目18
			☐	1	コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	2	レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。
			☐	3	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。
			☐	4	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	5	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	6	断面変化部の打設では、沈下ひび割れを防止するため、先行打設の沈下を待って後続の打設を行った。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	7	鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	8	コンクリート打設までに鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理していることを確認できる記録が残っている。
			☐	9	鉄筋を圧接する場合は、外観を全数目視検査した。エポキシ樹脂塗装鉄筋の場合は再塗装が十分であることも検査した。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	10	鉄筋のかぶり、曲げ加工の半径、重ね接手の長さ、緊結の状況、位置等が仕様を満足していた。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	11	コンクリートの養生方法が施工条件や気象条件に適合していた。さらにマスコンクリートの場合は躯体内と表面の温度差を計測した。寒中コンクリートの場合は気温を計測した。
			☐	12	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保湿、断熱又は保温に効果のある特別の養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	13	プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	14	使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
			☐	15	PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	16	プレストレスング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	17	コンクリートの圧縮強度の確認を、コンクリート標準示方書に基づいて行った。
			☐	18	進行性又は有害なクラックが無い。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてd 又はe 評価とする)
		0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
			☐	19	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			☐	20	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d評価とする。
		0.0			●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
			☐	21	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
			☐	22	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e評価とする。
					●判定基準
					加減点()＝15点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(18)

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	Ⅱ 品 質	0.00			11. 塗装工事(土木・建築)
					●評価対象項目 a～c(+15点～0点) 加減点＝15点×該当項目数÷全項目9
			☐	1	塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
			☐	2	下地処理を入念に実施していることが確認できる。
			☐	3	天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
			☐	4	塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
			☐	5	被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
			☐	6	塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
			☐	7	塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
			☐	8	各塗装工程の工程間隔時間が適切に確保されていることが確認できる。
			☐	9	塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
		0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
			☐	10	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		0.0			●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	Ⅱ 品 質		☐	11	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
					●判定基準
					加減点()＝15点 × 該当項目数() ÷ 全項目数9)
		0.00			12. トンネル工事
					●評価対象項目 a～c(+15点～0点) 加減点＝15点×該当項目数÷全項目14
			☐	1	コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	2	レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。
			☐	3	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。
			☐	4	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐	5	吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	6	設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
			☐	7	坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	8	計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
			☐	9	金網の継ぎ目を所定の幅で重ね合わせて施工したことが確認できる。
			☐	10	吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが所定の厚さで地山と密着するよう施工したことが確認できる。
			☐	11	吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿润状態で施工していることが確認できる。
			☐	12	ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	13	防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
			☐	14	逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継ぎが同一線上で施工していないことが確認できる。
		0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
			☐	15	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		0.0			●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
			☐	16	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
					●判定基準
					加減点()＝15点 × 該当項目数() ÷ 全項目数14)

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	Ⅱ 品 質	0.00			13. 植栽工事
					●評価対象項目 a～c(＋15点～0点) 加減点＝15点×該当項目数÷全項目8
			☐	1	活着が促されるよう管理していることが確認できる。
			☐	2	樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
			☐	3	樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。
			☐	4	施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
			☐	5	肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
			☐	6	植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。
			☐	7	添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
			☐	8	樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
		0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
			☐	9	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		0.0			●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
			☐	10	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
					●判定基準
					加減点()＝15点 × 該当項目数() ÷ 全項目数8)

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	Ⅱ 品 質	0.00			14. 防護柵(網)・標識・区画線等設置工事 (主たる工事のいずれかで評価を行う)
					【防護柵(網)】 ※主たる工種のみ評価する。
					●評価対象項目 a～c(＋15点～0点) 加減点＝15点×該当項目数÷全項目7
			☐	1	防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
			☐	2	防護柵の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
			☐	3	防護柵の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
			☐	4	防護柵の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
			☐	5	防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	6	ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
			☐	7	ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
		0.00			【標識】 ※主たる工種のみ評価する。
					●評価対象項目 a～c(＋15点～0点) 加減点＝15点×該当項目数÷全項目5
			☐	8	防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
			☐	9	標識の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
			☐	10	標識の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
			☐	11	標識の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
			☐	12	基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
	品 質	0.00			【区画線】 ※主たる工種のみ評価する。
					●評価対象項目 a～c(＋15点～0点) 加減点＝15点×該当項目数÷全項目8
			☐	13	防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
			☐	14	ペイント式(常温式)区画線に使用する溶剤の使用量が、所定の濃度であった。
			☐	15	区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	16	区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	17	区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
			☐	18	区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
			☐	19	プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
			☐	20	区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
			☐	21	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		0.0			●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
			☐	22	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え え	Ⅱ 品 質	0.00			15. 電線共同溝工事
					●評価対象項目 a～c(+15点～0点) 加減点＝15点×該当項目数÷全項目9
			☐	1	指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
			☐	2	管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
			☐	3	プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。
			☐	4	特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
			☐	5	特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
			☐	6	埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	7	舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
			☐	8	管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			☐	9	管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
		0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
			☐	10	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		0.0			●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
			☐	11	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
3 出 来 形 及 び	Ⅱ 品 質	0.00			16. 維持工事(清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)
					●評価対象項目 a～c(+15点～0点) 加減点＝15点×該当項目数÷全項目4
			☐	1	使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
			☐	2	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
			☐	3	監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
			☐	4	緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。
		0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
			☐	5	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		0.0			●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
			☐	6	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
					●判定基準
					加減点()＝15点 × 該当項目数() ÷ 全項目数4)
		0.00			17. 修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)
					●評価対象項目 a～c(+15点～0点) 加減点＝15点×該当項目数÷全項目4
3 出 来 形 及 び	Ⅱ 品 質		☐	1	使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
			☐	2	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
			☐	3	監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
			☐	4	施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を提案した提案等を行っていることが確認できる。
		0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
			☐	5	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		0.0			●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
			☐	6	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
					●判定基準
					加減点()＝15点 × 該当項目数() ÷ 全項目数4)

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	Ⅱ 品 質				18. 港湾築造工事(浚渫、海岸築造工事を含む) ※「スロープ状配点でない工程の配点方法」の加算点表②による
					●ばらつきの程度
		☐	a		品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。
		☐	b		品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。
		☐	c		品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。
					●評価対象項目
					【共通】
		☐	1		濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
		☐	2		既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
		☐	3		航行船舶に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
		☐	4		材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。
		☐	5		気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。
		☐	6		仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
		☐	7		一般船に十分注意して施工していることが確認できる。
		☐	8		作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。
					●評価対象項目
					【浚渫・床掘関係】
		☐	9		土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。
		☐	10		浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
		☐	11		潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。
		☐	12		土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。
		☐	13		土捨場土量に制約がある場合、適切な土量で、許容範囲に精度良く平坦に仕上がっている。
		☐	14		土捨場に制約がなく、深掘しても周辺構造物に影響がない場合、今後の埋没も考慮し、深く平坦に仕上がっている。
		☐	15		土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。(大型船による施工で、作業日数短縮等も含む)
		☐	16		浚渫・床掘時に濁り防止に十分注意して、漏出がないように施工していることが確認できる。
		☐	17		浚渫工又は床掘工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。
		☐	18		土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。
		☐	19		床掘工において、底面、法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の材料で埋め戻しを行っていることが確認できる。
		☐	20		置換材の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。
		☐	21		砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。
					●評価対象項目
					【地盤改良関係】
		☐	22		改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。
		☐	23		浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。
		☐	24		サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションパイルが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。
		☐	25		ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したペーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。
		☐	26		深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。
		☐	27		前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。
		☐	28		盛り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。
		☐	29		捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。
		☐	30		施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されていることが確認できる。
		☐	31		マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。
		☐	32		捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	点数	判定	No.	スロープ状配点方式
				●評価対象項目
				【マット、捨石及び均し関係】
			☐ 33	捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。
			☐ 34	マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。
			☐ 35	捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。
			☐ 36	裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。
				●評価対象項目
				【本体：杭及び矢板、控工関係】
			☐ 37	鋼材の規格・数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認できる。
			☐ 38	鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。
			☐ 39	杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されていることが確認できる。
			☐ 40	杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。
			☐ 41	腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。
			☐ 42	タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。
			☐ 43	タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。
			☐ 44	溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
				●評価対象項目
				【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】
			☐ 45	ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。
			☐ 46	ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
			☐ 47	ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
			☐ 48	コンクリートブロック据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
			☐ 49	ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
			☐ 50	ケーソンの回航又はえい航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、これを静穏な時期に行うよう、工程の調整を行った。
			☐ 51	ケーソンの回航又はえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じていることが確認できる。
			☐ 52	ケーソン注水時の隔壁の水頭差が1m以内になるように管理されていることが確認できる。
			☐ 53	ケーソン仮置き、据付の時期について、仕様書を満足するよう実施されていることが確認できる。
			☐ 54	中詰において海上漏出がないように施工されていることが確認できる。
				●評価対象項目
				【コンクリート関係】
			☐ 55	コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐ 56	レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。
			☐ 57	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。
			☐ 58	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐ 59	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐ 60	鉄筋の規格が品質を証明する書類で確認できる。
			☐ 61	鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。
			☐ 62	コンクリート打設までに鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理していることを確認できる記録が残っている。
			☐ 63	鉄筋のかぶり、曲げ加工の半径、重ね接手の長さ、緊結の状況、位置等が仕様を満足していた。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐ 64	鉄筋を圧接する場合は、外観を全数目視検査した。エポキシ樹脂塗装鉄筋の場合は再塗装が十分であることも検査した。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐ 65	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保湿、断熱又は保温に効果のある特別な養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。
			☐ 66	コンクリートの養生方法が施工条件や気象条件に適合していた。さらにマスコンクリートの場合は躯体内と表面の温度差を計測した。寒中コンクリートの場合は気温を計測した。
			☐ 67	進行性又は有害なクラックが無い。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてd 又はe 評価とする)

検査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	点数	判定	No.	スロープ状配点方式
	0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
		☐	68	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		☐	69	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d評価とする。
	0.0			●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
		☐	70	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		☐	71	「進行性又は有害なクラックがある場合」、無処理にしていたため、e評価とする。
				スロープ状配点でない工種の配点方法 加算点表②
	適用			この配点方法は、「3出来形及び出来ばえ」の「Ⅱ品質」の評定において、スロープ状配点方式に移行していない従来の工種について適用する。
	計算方法			「検査対象項目」のうち、評価対象外の項目を削除する。 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した下記の評価値で評価する。 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() 削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
				加算点

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	Ⅱ 品 質	0.00			19. 建築工事
					●評価対象項目 a～c(+15点～0点) 加減点＝15点×該当項目数÷全項目11
			☐	1	材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐	2	施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
			☐	3	材料の品質確認記録の内容が、適切であること確認できる。
			☐	4	品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。
			☐	5	施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐	6	建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
			☐	7	躯体工事における施工の品質が、施工記録により確認でき、良好であることが確認できる。
			☐	8	内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
			☐	9	その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
			☐	10	不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
			☐	11	中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
			☐	12	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		0.0			●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
			☐	13	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
					●判定基準
					加減点()＝15点 × 該当項目数() ÷ 全項目数11)
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	Ⅱ 品 質	0.00			20. 機械設備工事
					●評価対象項目 a～c(+15点～0点) 加減点＝15点×該当項目数÷全項目19
			☐	1	機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐	2	施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
			☐	3	機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
			☐	4	衛生工事について、品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
			☐	5	空調工事について、品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
			☐	6	衛生工事について、施工の品質が、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐	7	空調工事について、施工の品質が、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐	8	耐震施工について、施工の品質が、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐	9	他許可業種の施工について、施工の品質が、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐	10	施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
			☐	11	システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐	12	システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
			☐	13	不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
			☐	14	中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
			☐	15	バルブ類の平時の状態表示又は計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示してある。
			☐	16	機器の配置について、点検・交換作業を容易にできるよう工夫している。
			☐	17	回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。また、操作制御設備の安全装置等が承諾図書のとおり機能している。
			☐	18	完成図書で定期的な点検や交換を要する部品並びに箇所を明示している。
			☐	19	設備の取扱説明書を維持管理に配慮して工夫している。
		0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
			☐	20	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		0.0			●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
			☐	13	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
					●判定基準
					加減点()＝15点 × 該当項目数() ÷ 全項目数19)

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式	
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	Ⅱ 品 質	0.00			21. 電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事	
					●評価対象項目 a～c(＋15点～0点) 加減点＝15点×該当項目数÷全項目12	
			☐	1	機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。	
			☐	2	施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。	
			☐	3	機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。	
			☐	4	品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。	
			☐	5	施工の品質が、設計図書を満足していることが確認できる。	
			☐	6	他許可業種の施工の品質が、設計図書を満足していることが確認できる。	
			☐	7	施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。	
			☐	8	システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。	
			☐	9	システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。	
			☐	10	不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。	
			☐	11	中間検査や既済検査でのチェックリストの工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。	
			☐	12	完成図書で定期的点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。	
			0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
			☐	20	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	
			0.0			21 ●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
			☐	13	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
						●判定基準
						加減点()＝15点 × 該当項目数() ÷ 全項目数12)

考査項目別運用表

(検 査 員)

3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質	点数	判定	No.	スロープ状配点方式
					22. 水道施設工事 ※「スロープ状配点でない工種の配点方法」の加算点表①による
					●ばらつきの程度
		☐	a		品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。
		☐	b		品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。
		☐	c		品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。
					●評価対象項目
					水道施設工事
		☐	1		管は日本工業規格（以下「JIS」と称す）及び日本水道協会規格（「JWWA」と称す）の合格品であることが確認できる。
		☐	2		異形管、仕切弁、空気弁等は「JIS」規格に合格したものであることが確認できる。
		☐	3		仕切弁用鉄蓋、空気弁用鉄蓋等は強固なものとし、特記仕様書に示した製品であることが確認できる。
		☐	4		管は全長にわたって均等に布設されていることが確認できる。
		☐	5		管の接続が充分であることが確認できる。特に曲線部、他管との接続箇所、弁栓類の取付が充分であることが確認できる。
		☐	6		曲線部、他管との接続部において水圧に耐えうる防護工等が確認できる。
		☐	7		橋梁添加、伏せ越し等十分な施工が確認できる。
		☐	8		通水及び水圧試験実施にあたり、異常ないことが確認できる。
		☐	9		仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
		☐	10		材料の品質、及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が準備されている。ただし、「JIS」及び「JWWA」規格によるものは証明書を省略できるものとする。
		☐	11		濁り防止等に充分注意して施工していることが確認できる。
		☐	12		設備全体として性能がよく、所定の能力を満足している。
		☐	13		完成図書において、設備の機能が容易に判別できる資料等が整備されている。
		0.0			●評価対象項目 d(－12.5点) 加減点＝－12.5点
			☐	12	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		0.0			●評価対象項目 e(－25点) 加減点＝－25点
	☐	13	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		

適用

この配点方法は、「3出来形及び出来ばえ」の「Ⅱ品質」の評定において、スロープ状配点方式に移行していない従来の工種について適用する。

計算方法

「審査対象項目」のうち、評価対象外の項目を削除する。
削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した下記の評価値で評価する。
評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

加算点表①

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上～75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

加算点

ランク	a	a'	b	b'	c
加算点	15.0	12.0	7.5	4.0	0.0

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出来 形 及 び 出来 ばえ	Ⅲ 出来 ばえ	0.00			1. コンクリート構造物工事、砂防構造物工事、海岸工事、トンネル工事
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目6
			☐	1	欠損、粗骨材の露出がない。
			☐	2	コンクリートの沈下に起因するひび割れがない。
			☐	3	コンクリートの水和熱に起因するひび割れがない。
			☐	4	コンクリートの収縮に起因するひび割れがない。
			☐	5	鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋に達するひび割れがない。
			☐	6	打継目が一体化しており、この部分の補修の必要がない。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(6)
3 出来 形 及 び 出来 ばえ	Ⅲ 出来 ばえ	0.00			2. 土工事(盛土・築堤工事等)
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目5
			☐	1	締固めが良好で沈下が終息している。
			☐	2	勾配変化点の処理がスムーズである。
			☐	3	将来の沈下を見越した天端の上げ越し高が適正である。
			☐	4	構造物へのすりつけがスムーズである。
			☐	5	法面のふくれ、亀裂、浸出水がない。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(5)
3 出来 形 及 び 出来 ばえ	Ⅲ 出来 ばえ	0.00			3. 切土工事
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目7
			☐	1	規定された勾配が確保されている。
			☐	2	切土法面に浮き石や根株などが残っていない。
			☐	3	切土と盛土の接続部では、すり付け切土(勾配1:4)を行い、支持力の急変を防いでいる。
			☐	4	完成後の通常の雨によって法面が損傷することを防止するための簡易な処理(局所的なブルーシート養生等)がなされている。
			☐	5	構造物へのすりつけがスムーズである。
			☐	6	雨水や滲出水による法面浸食がみられない。
			☐	7	残土及び伐木の処理が適正である。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(7)

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	0.00			4. 護岸・根固・水制工事
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目5
			☐	1	ブロックが整積みの場合は空隙がない。乱積みの場合は空隙が均一である。
			☐	2	材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。
			☐	3	天端及び端部の仕上げが良い。
			☐	4	既設構造物とのすりつけが良い。
			☐	5	水衝部を有効に保護している。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(5)
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	0.00			5. 鋼橋工事
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目5
			☐	1	補修を要する箇所がなかった。
			☐	2	部材表面に傷及び錆が無い。
			☐	3	溶接に均一性がある。
			☐	4	塗装に均一性がある。
			☐	5	ボルト部の防食処理が十分である。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(5)
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	0.00			6. 地すべり防止工事
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目4
			☐	1	地山との取り合いが良い。
			☐	2	天端、端部の仕上げが良い。
			☐	3	不可視部分の全部の写真及び主要な部分の出来形の記録が保存されている。
			☐	4	排水ボーリングの場合は排水量が安定している。アンカー工の場合はアンカー群の引張力のバラツキが少ない。抑止杭工の場合は滑動が終息している。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(4)

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	0.00			7. 舗装工事
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目6
			☐	1	舗装の平坦性が良い。
			☐	2	表面の骨材の空隙が均一で密実である。
			☐	3	端部処理が良い。
			☐	4	構造物へのすりつけ等が良い。
			☐	5	雨水処理が良い。
			☐	6	乳剤や合材による周辺の汚れがない。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(6)
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	0.00			8. 法面工事
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目4
			☐	1	地山形状に無理なく密着している。
			☐	2	植生、吹付等の状態が均一である。
			☐	3	端部処理が良い。
			☐	4	植生工の場合は発芽が均一である。モルタル吹付の場合は厚みが均一である。構造物の場合は補修を要するひび割れがない。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(4)
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	0.00			9. 基礎工事(地盤改良等を含む)
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目4
			☐	1	地盤支持力が均一である。
			☐	2	埋戻土の締固め度が良い。
			☐	3	端部及び天端の仕上げが良い。
			☐	4	不可視部分の全部の写真及び主要な部分の出来形の記録が保存されている。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(4)

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	0.00			10. コンクリート橋上部工事
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目6
			☐	1	欠損、粗骨材の露出がない。
			☐	2	コンクリートの沈下に起因するひび割れがない。
			☐	3	コンクリートの水和熱に起因するひび割れがない。
			☐	4	支承部の天端に水溜りができないように、水勾配をつけている。
			☐	5	コンクリートの収縮に起因するひび割れがない。
			☐	6	打継目が一体化しており、この部分の補修の必要がない。
					●判定基準
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	0.00			加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(6)
					11. 塗装工事(工場塗装を除く)(土木・建築)
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目5
			☐	1	塗装の均一性が良い。
			☐	2	細部まできめ細かな施工がされている。
			☐	3	補修を要する箇所がなかった。
			☐	4	下地処理が良好である。
			☐	5	色むらがみられない。
					●判定基準
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	0.00			加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(5)
					12. 植栽工事
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目4
			☐	1	樹木の生育状況が良い。
			☐	2	支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。
			☐	3	強風に対する備えが十分である。
			☐	4	樹種の取り合わせ、配置のバランスがよい。
					●判定基準
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	0.00			加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(4)

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出来 形 及 び 出来 ば え	Ⅲ 出来 ば え	0.00			13. 防護柵(網)工事
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目6
			☐	1	法線の出入りが目立たない。
			☐	2	端部処理が良い。
			☐	3	部材表面に傷及び錆が無い。
			☐	4	既設構造物等とのすりつけが良い。
			☐	5	きめ細やかに施工されている。
			☐	6	基礎の根入れが十分である。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(6)
3 出来 形 及 び 出来 ば え	Ⅲ 出来 ば え	0.00			14. 標識工事
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目5
			☐	1	既設の標識や信号機との干渉を回避して設置している。
			☐	2	標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。
			☐	3	標識板の支柱に変色が無い。
			☐	4	支柱基礎が入念に埋め戻されている。
			☐	5	標識板の文字のバランスや色がよい。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(5)
3 出来 形 及 び 出来 ば え	Ⅲ 出来 ば え	0.00			15. 区画線工事
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目5
			☐	1	塗料の塗布が均一である。
			☐	2	視認性が良い。
			☐	3	接着状態が良い。
			☐	4	施工前の清掃が入念に実施されている。
			☐	5	現地に合わせて、車両の動線が滑らかになるように作図されている。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(5)

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	0.00			16. 維持修繕工事
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目4
			☐	1	小構造物等にも注意が払われている。
			☐	2	きめ細かな施工がなされている。
			☐	3	既設構造物とのすりつけが良い。
			☐	4	補修前より強度や耐久性が向上している。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(4)
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	0.00			17. 電線共同溝工事
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目4
			☐	1	歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。
			☐	2	プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。
			☐	3	不可視部分の全部の写真及び主要な部分の出来形の記録が保存されている。
			☐	4	共同溝内への浸水がない。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(4)
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	0.00			18. 港湾築造工事(海岸築造工事を含む)
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目6
			☐	1	完成後の堤体の沈下を予測して、上げ越しの施工をしている。
			☐	2	不可視部分の全部の写真及び主要な部分の出来形の記録が保存されている。
			☐	3	構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。
			☐	4	きめ細やかな施工がなされている。
			☐	5	景観に配慮すべき部分に自然石を利用している。
			☐	6	打継目が一体化しており、この部分の補修の必要がない。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(6)

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	0.00			19. 港湾浚渫工事(地盤改良工事を含む)
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目4
			☐	1	規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。
			☐	2	不可視部分の全部の写真及び主要な部分の出来形の記録が保存されている。
			☐	3	着工前と完成の出来形を容易に比較できる図面等を作成している。
			☐	4	浚渫及び盛り等土砂が適切に処理されている。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(4)
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	0.00			20. ブロック製作工事(ケーソン陸上製作工事を含む)
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目5
			☐	1	欠損、粗骨材の露出がない。
			☐	2	コンクリートの沈下に起因するひび割れがない。
			☐	3	コンクリートの水和熱に起因するひび割れがない。
			☐	4	コンクリートの収縮に起因するひび割れがない。
			☐	5	打継目が一体化しており、この部分の補修の必要がない。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(5)
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	0.00			21. 建築工事
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目6
			☐	1	きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
			☐	2	関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
			☐	3	使い勝手や使用者の安全、建築物の保全に対する配慮に優れている。
			☐	4	仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
			☐	5	色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
			☐	6	材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(6)

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目		点数	判定	No.	スロープ状配点方式
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	Ⅲ 出 来 ば え	0.00			22. 機械設備工事
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目5
			☐	1	端部や貫通部分の処理等について、きめ細やかな施工がなされている。
			☐	2	関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
			☐	3	機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
			☐	4	施設の長寿命化又は維持管理を軽減するために有効な対策を検討し、監督員に提案した。
			☐	5	運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(5)
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	Ⅲ 出 来 ば え	0.00			23. 電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目6
			☐	1	配線や貫通部分の処理等について、きめ細やかな施工がなされている。
			☐	2	関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
			☐	3	機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
			☐	4	施設の長寿命化又は維持管理を軽減するために有効な対策を検討し、監督員に提案した。
			☐	5	点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
			☐	6	設備の取扱説明書を維持管理に配慮して工夫している。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(6)
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	Ⅲ 出 来 ば え	0.00			24. 水道施設工事
					●評価対象項目 a～c(+5点～0点) 加減点=5点×該当項目数÷全項目7
			☐	1	管、弁、栓類からの漏水がない。
			☐	2	管の通りが良く設置位置に配慮がある。
			☐	3	部材表面には傷、錆がない。
			☐	4	既設管との接続が良く防護等が施工されている。
			☐	5	舗装の平坦性が良い。
			☐	6	舗装の端部処理が良い。
			☐	7	全体的な美観が良い。
					●判定基準
					加減点()=5点 × 該当項目数() ÷ 全項目数(6)